

熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る建築物エネルギー消費性能基準に関する指導要綱

制定 平成29年 3月31日局長決裁
改正 平成31年 1月31日課長決裁
改正 令和 3年 3月18日課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る建築物エネルギー消費性能基準を定めるものとする。

(届出等の措置対象の判断)

第2条 措置対象に該当するものは以下に示すものとする。

- (1) 建築物全体の一次エネルギー消費量の設計値が基準値を超える場合
- (2) 住宅(住戸毎)の外皮については、住宅性能表示制度における断熱等級性能等級4の U_A 値及び η_{AC} 値を超える場合

(基準不適合の場合の指示等)

第3条 前条の基準を満たさない場合に市長が必要と認めるときは、熊本市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第6条により指示等を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。